

平成29年10月1日 「医療情報 ASP・SaaS 情報開示認定制度」
及び「特定個人情報 ASP・SaaS 情報開示認定制度」を創設
(申請受付開始：10月2日)

特定非営利活動法人 ASP・SaaS・IoT クラウド コンソーシアム（略称：ASPIC、東京都品川区西五反田7-3-1 会長 河合輝欣）は、平成29年10月1日、新たに「医療情報 ASP・SaaS 情報開示認定制度」及び「特定個人情報 ASP・SaaS 情報開示認定制度」を創設し、10月2日から申請受付を開始します。

本認定制度は、「ASP・SaaS の安全・信頼性に係る情報開示認定制度」（平成20年4月開始）を高度化したものであり、総務省と ASPIC が合同で設立した「ASP・SaaS 普及促進協議会」で策定された、「ASP・SaaS（医療情報取扱いサービス）の安全・信頼性に係る情報開示指針」及び「ASP・SaaS（特定個人情報取扱いサービス）の安全・信頼性に係る情報開示指針」（平成29年3月総務省公表）に基づき、情報開示認定制度の一層の充実・拡大を図るべく創設するものです。 **別紙1：「新設する情報開示認定制度の位置づけ」**

なお、平成29年10月1日から情報開示認定業務が一般財団法人マルチメディア振興センターから ASPIC に移管されるので、本認定制度は新認定機関の ASPIC が認定業務を行うこととなります。

ASPIC は高度化された情報開示認定制度の充実・拡充に向け、取り組み、安心安全なクラウドサービスの発展に貢献してまいります。

1. 高度化された情報開示認定制度の意義

(1) 利用分野の深化と各府省等のガイドライン策定

クラウドサービスの利用分野においては、特に、医療分野と特定個人情報等のより高度な機密性が要求される分野への利活用へと深化してきています。

これらの動きに対応して、利用分野を所管する省庁等において、安心安全な利活用を推進する観点から、ガイドライン等の策定が行われてきました。

(2) 医療情報 ASP・SaaS 情報開示認定制度（注1）

診療録等の外部保存（注2）においては、厚生労働省通達により4つのガイドライン（注3）への遵守が前提とされております。

新認定制度（医療情報 ASP・SaaS）は、これらのガイドラインに基づき情報開示項目が設定されており、クラウドサービス事業者は、サービス内容等の情報開示を行います。

これにより、クラウドサービス利用者は、クラウドサービス事業者からの開示情報を通じて、安心安全なサービスの選定、利用が可能となります。

併せて、クラウド事業者は、安心安全な医療情報 ASP・SaaS であることを対外的に訴求できます。

（注1）強化ポイント：コンプライアンスの強化に係る項目、保守、運用に係る項目、契約の終了等に係る項目等

(注2) カルテやレセプト等の診療録等を病院や公的機関以外の外部（データセンター等）に保存し、クラウド事業者がクラウドサービスを提供する場合等

(注3) 「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」（厚生労働省：H22.2.改版）

「ASP・SaaSにおける情報セキュリティ対策ガイドライン」（総務省：H20.1）

「ASP・SaaS事業者が医療情報を取り扱う際の安全管理に関するガイドライン」

（総務省：H21.7/H22.12 改定）

「医療情報を受託管理する情報処理事業者向けガイドライン」

（経済産業省：0.3/H24.10 改定）

(3) 特定個人情報 ASP・SaaS 情報開示認定制度(注4)

特定個人情報の取り扱いについては、個人情報保護委員会が策定したガイドライン(注5)への遵守が求められています。

新認定制度（特定個人情報 ASP・SaaS）は、これらのガイドラインに基づき情報開示項目が設定されており、クラウドサービス事業者は、サービス内容等の情報開示を行います。

これにより、クラウドサービス利用者は、クラウドサービス事業者からの開示情報を通じて、安心安全なサービスの選定、利用が可能となります。

併せて、クラウド事業者は、安心安全な特定個人情報 ASP・SaaS であることを対外的に訴求できます。

(注4) 強化ポイント：コンプライアンスに強化に係る項目、契約の終了時に係る項目等

(注5) 「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」

（個人情報保護委員会：H26.12.11（H29.5.30 最終改正））

2. 新認定制度の主な内容については別紙2に記載のとおりです。

3. 情報開示認定制度の経緯と現状 別紙3：「情報開示認定制度の年表」

情報開示認定制度については、安心安全なクラウドサービスの推進のため、平成19年に総務省と ASPIC が合同で「ASP・SaaS 普及促進協議会」を立上げ、この協議会で、セキュリティ対策ガイドラインの策定、ASP・SaaS の安全・信頼性に係る情報開示指針の策定及び、この指針をもとに、情報開示認定制度の検討、立案を行いました。

平成20年4月に「ASP・SaaS の安全・信頼性に係る情報開示認定制度」を創設し、認定機関を FMMC、認定事務局を ASPIC として、運営を開始しました。

さらに平成24年9月「IaaS・PaaS の安全・信頼性に係る情報開示認定制度」及び「データセンターの安全・信頼性に係る情報開示認定制度」を創設しました。

これまでに認定されたサービスの総数は233件（ASP・SaaS サービス 215件、IaaS・PaaS サービス 11件、データセンター 7件）、163事業者となっています。

4. 本件連絡先（申請受付窓口）

（新）クラウドサービス情報開示認定機関

特定非営利活動法人 ASP・SaaS・IoT クラウド コンソーシアム (ASPIC)

クラウドサービス安全・信頼性情報開示認定制度事務局（担当：谷谷・国松）

〒141-0031 東京都品川区西五反田 7-3-1 たつみビル 2F

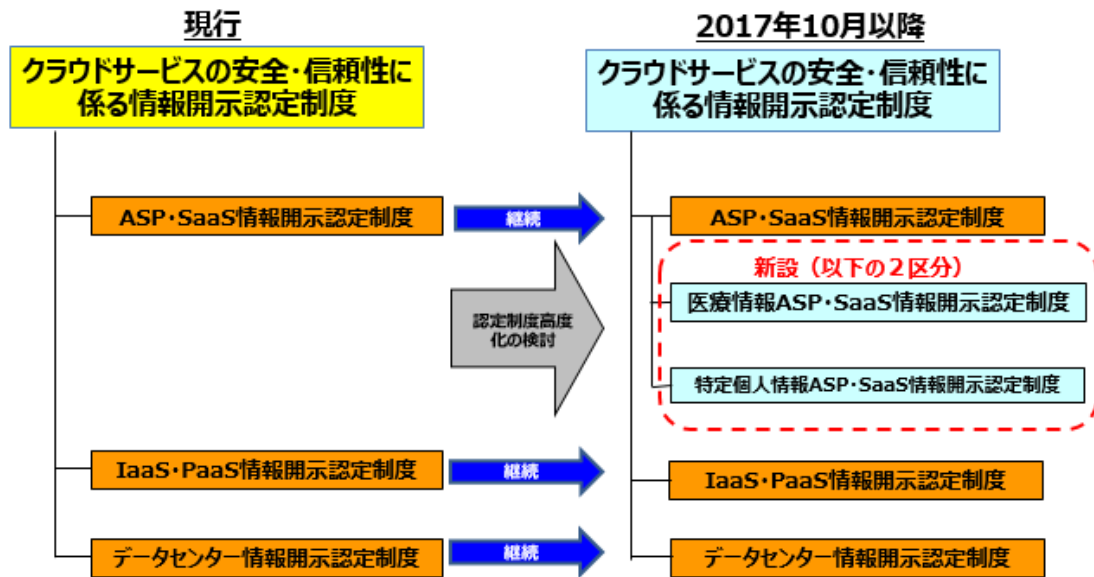
TEL：03-6662-6854 Fax：03-6662-6347

mail：(9月末まで) btr-oujofj@fmmc.or.jp

(10月以降) aspic@cloud-nintei.org

認定サイト：<http://www.cloud-nintei.org/>

別紙1：新設する情報開示認定制度の位置づけ



別紙 3 : 情報開示認定制度の年表

H19年	4月	「ASP・SaaSの普及促進に関する調査研究」
	4月	「ASP・SaaS普及促進協議会」設立（総務省公表）
	6月	「ICT生産性加速プログラム」総務大臣発表
	11月	「ASP・SaaS情報開示指針」公表（総務省）
	12月	「ASP・SaaS情報開示認定制度」の検討
H20年	1月	「ASP・SaaSにおける情報セキュリティ対策ガイドライン」公表（総務省）
	4月	「ASP・SaaS情報開示認定制度」開始(認定機関FMMC)
	6月	ASPICが総務大臣表彰を受賞 (安全信頼性に係る情報開示指針の策定に対する貢献)
H21年	2月	「データセンター情報開示指針」公表(総務省)
	2月	「ASP・SaaSデータセンター促進協議会」設立
H22～23年		「データセンター情報開示認定制度」の検討
H23年	12月	「データセンター情報開示指針」改定(総務省)
	12月	「IaaS・PaaS情報開示指針」公表（総務省）
	12月	「IaaS・PaaS情報開示認定制度」及び「データセンター情報開示認定制度」の検討
H24年	6月	河合会長が総務大臣表彰を受賞 (分野毎の事業者向けガイドラインの策定に対する貢献)
	9月	「クラウドサービス情報開示認定制度」開始（データセンター、IaaS・PaaS）
H28年	3月	情報開示認定制度高度化の推進の検討
H29年	3月	「ASP・SaaS（医療情報取扱いサービス）情報開示指針」及び 「ASP・SaaS（特定個人情報取扱いサービス）情報開示指針」公表（総務省）
	10月	情報開示認定機関がFMMCからASPICへ移管
	10月	「医療情報ASP・SaaS情報開示認定制度」及び 「特定個人情報ASP・SaaS情報開示認定制度」の新設

(以上)